

北斗市への工場・事業所新設、増設をご検討ください！

市内に工場等を新設又は増設しようとする事業者の皆様の投資に対し、補助金を交付いたします。

❖助成対象

対象施設	対象業種（日本標準産業分類による）	対象基準	
		追分 IC 産業団地整備区域	追分 IC 産業団地整備区域以外の市内
工場	各種製造業	次のいずれにも該当すること。 (1) 新設又は増設する場合で投資額が 2,500 万円以上であること。 (2) 新設の場合にあっては雇用人数が 5 人以上であること、増設の場合にあっては雇用増※が 5 人以上であること。	新設又は増設する場合で、次のいずれにも該当すること。 (1) 投資額が 2,500 万円以上であること。 (2) 雇用増※が 3 人以上であること。
特定事業所	情報通信業、コールセンター業、サテライトオフィス設置事業、本社機能移転事業		
試験研究施設	自然科学研究		
国際物流関連施設	国際物流関連事業 ※対象地域の関税法の開港と保税地域内であること		
物流関連施設	各種物流業、各種卸売業		
植物工場	植物関連事業		

※雇用増：工場等の新設及び増設に伴い増加する新たな常用雇用者とし、渡島総合振興局、檜山振興局管内に既に設置されている工場等からの配置換えは含まれませんのでご注意ください。

❖助成額

補助種別	対象施設	対象地区	助成額(投資額に対して) ※		限度額	通算 限度額
			新設	増設		
工場等設置補助金	工場 特定事業所 試験研究施設 国際物流関連施設	追分 IC 産業団地整備区域	25%	12.5%	2 億円	1 社あたり 5 年間で 5 億円
	物流関連施設 植物工場	追分 IC 産業団地整備区域以外の市内	10%	5%	2 億円	1 社あたり 5 年間で 2 億円

※ 居抜き等での工場等設置で家屋の床面積が増加しない場合又は増加する場合であっても既存家屋の床面積に相当する部分については、新設の場合投資額の 2%、増設の場合 1%の助成となります。

補助種別	対象施設	対象地区	助成額(投資額に対して)	限度額	通算 限度額
雇用奨励補助金	工場 特定事業所 試験研究施設 国際物流関連 施設 物流関連施設 植物工場	追分 IC 産 業団地整 備区域 及び 追分 IC 産 業団地整 備区域以 外の市内	増加した常時雇用者（市内に住民票を有し、1 年を超えて現に雇用されている者に限る。） 1 人あたり 10 万円（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ者がいるときは、10 万円を加算する。）	300 万円 ※加算除く	1 社あたり 3 年間で 900 万 円 ※加算除く
事業所賃借料補助金	特定事業所		50% (1 年間のオフィス賃借料に対して)	500 万円	3 年間で 1,500 万円

❖申請について

交付申請に先立って、立地計画の認定申請をしていただきます。認定申請は、工事に着手する日の前 60 日から後 30 日までの期間内に行っていただきます。事前にご相談いただけますと申請がスムーズになります。

❖お問い合わせ

北斗市 経済部 水産商工労働課 商工労働係 ☎ 0138-73-3111 (内線 285～287)